

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 6 日 告示第 5 6 号

改正 令和 6 年 6 月 2 0 日 告示第 1 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、P P A サービスの提供により市内の住宅、事業所等における自家消費型の太陽光発電設備等の導入拡大を推進し、もって再生可能エネルギーの積極的な活用による二酸化炭素削減の取組の推進及び耐災害性の向上を図るため、再エネ電力を組み合わせた P P A サービスを提供する事業者に対し、補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成 1 7 年宮古市規則第 6 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) P P A サービス 事業者の負担で住宅、事業所等の屋根、カーポート等に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等により発電された電気を当該住宅、事業所等の所有者に販売するサービスをいう。
- (2) 太陽光発電設備等 太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
- (3) 再エネ電力 小売電気事業者による電気の供給及び販売に係る商品のうち、再生可能エネルギーを由来とする電力又は非化石証書、グリーン電力証書等の使用により実質的に再生可能エネルギーを由来とする電力として市長が認めるものをいう。
- (4) 脱炭素先行地域 民生部門の電力消費に伴う C O 2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門、熱利用等を含めてその他の温室効果ガスの排出量の削減を地域特性に応じて実施する地域として環境省が選定した地域をいう。
- (5) 登録サービス 宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービスの登録に関する要綱（令和 6 年告示第 5 7 号）第 8 条第 1 項の規定により登録された P P A サービスをいう。
- (6) 登録事業者 登録サービスを提供する事業者をいう。

(補助対象設備)

第 3 条 補助金の交付の対象となる設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件
 - ア 住宅、事業所等の屋根、カーポート等（脱炭素先行地域外に存するものに限る。）へ設置される太陽光発電設備であること。
 - イ 太陽電池の最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値（キロワットを単位とし、小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）が 1 0 キロワット未満であること。
 - ウ 未使用品であること。
 - エ この告示又は他の制度による補助金等の交付（申請中のものを含む。）の対象となっていない太陽光発電設備であること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

(令和4年環政計発第2203303号)別紙2の2(2)ア(ア)に定める交付要件に準拠する太陽光発電設備であること。

(2) 蓄電池 次に掲げる要件

ア 設置された場所(脱炭素先行地域外に存するものに限る。)に固定される蓄電池であること。

イ 蓄電池の設置の際、未使用品であること。

ウ この告示又は他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていない蓄電池であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める交付要件に準拠する蓄電池であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、登録事業者とする。

2 交付対象者は、次の各号に掲げる事項について、PPAサービスの利用者から承諾を得なければならない。

(1) 太陽光発電設備等を設置する住宅、事業所等において、再エネ電力(東北地方に本店、支店、営業所等を有する小売電気事業者が提供するものに限る。)による電気の供給を受けること。

(2) 太陽光発電設備等を導入する日の属する年度の3月の末日までに再エネ電力の契約を締結すること。

(3) 再エネ電力の契約期間については、やむを得ない理由がある場合を除き、前号に規定する契約締結日から起算して6年間継続して契約すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 次に掲げる額の合計額

ア 太陽電池の最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値に7万円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

イ 25万円を上限として、太陽電池の最大出力の合計値に4万円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 蓄電池 次に掲げる額の合計額

ア 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(蓄電池の定格容量(キロワットアワーを単位とする。以下同じ。)に15万5,000円を乗じて得た額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を上限とした額)(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

イ 20万円を上限として、蓄電池の定格容量に3万円を乗じて得た額(その額に1,

000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(申請書等の様式)

第7条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 太陽光発電設備等を設置した住宅、事業所等の位置図
- (5) 登録サービスに係る契約書の写し
- (6) 太陽光発電設備等の設置に係る経費の内訳が確認できる資料の写し
- (7) 太陽光発電設備を構成する機器の型式及び出力並びに太陽電池の設置枚数が確認できる書類の写し
- (8) 蓄電池を構成する機器の型式及び容量が確認できる書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(申請の期限)

第8条 規則第4条に定める期日は、登録サービスを提供する年度の10月の末日とする。

(補助事業の軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をする場合
- (2) 事業種目を変更する場合

(変更の承認申請)

第10条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、市長の承認を受けようとする場合は、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業費計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付の決定通知)

第11条 規則第7条の規定による通知は、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(申請の取下期日)

第12条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事情変更等による決定の取消し又は変更の通知)

第13条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第7号)により当該取消し、又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による報告は、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入

事業費補助金完了実績報告書（様式第 8 号）、事業実績書（様式第 2 号）、収支精算書（様式第 3 号）及び太陽光発電設備等が設置される住宅、事業所等において再エネ電力による電気が供給されていることを証明できる契約書、請求書等の写しによるものとする。

（補助金の額の確定）

第 15 条 規則第 14 条の規定による通知は、宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金額確定通知書（様式第 9 号）によるものとする。

（請求書等の様式）

第 16 条 規則第 16 条の請求は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 規則第 16 条本文に定める補助金請求の場合 宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付請求書（様式第 10 号）

(2) 規則第 16 条ただし書に定める補助金請求の場合

ア 宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金前金払請求書（様式第 11 号）

イ その他市長が必要と認めるもの

（協力）

第 17 条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の効果を把握するためのデータの提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

2 この告示による改正後の宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の決定をする補助金について適用し、同日前に交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

宮古市長 あて

申請者 住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業補助金交付申請書

年度において、宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、宮古市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

様式第 2 号(第 7 条、第 1 4 条関係)

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容

実施時期又は期間	実施場所又は地域	事業量 又は内容	事業費	備考

3 経費の配分及び負担区分

区 分		総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業 に要する (要した) 経 費 (A) + (B)	負 担 区 分		
事業種類	事業種目			市補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)
宮古市住 宅用 P P A 太陽光 発電設備 等導入事 業	太陽光発 電設備	円	円	円	円	円
	蓄電池					
合 計						

注 実施事業の事業種目が 2 以上の場合は、事業種類ごとに小計を記載すること。

4 P P A サービス利用者からの承諾（✓を記入）

- ☐ 再エネ電力（東北地方に本店、支店、営業所等を有する小売電気事業者が提供するものに限る。）による電気の供給を受けることについて、承諾が得られている。
- ☐ 太陽光発電設備等を導入する年度の 3 月の末日から 6 年間継続して再エネ電力の契約を継続することについて、承諾が得られている。

5 事業の着手予定（着手）年月日及び完了予定（完了）年月日

着手予定（着手） 年 月 日
完了予定（完了） 年 月 日

様式第 3 号（第 7 条、第 1 4 条関係）

収支予算（精算）書

1 収入 単位：円

区 分	本年度 予算額 （本年度 精算額）	前年度 予算額 （本年度 予算額）	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
計					

2 支出 単位：円

区 分	本年度 予算額 （本年度 精算額）	前年度 予算額 （本年度 予算額）	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号(第 1 0 条関係)

第 年 月 号
日

宮古市長 あて

申請者 住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業計画変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業に係る補助事業の事業計画を、次のとおり変更(中止、廃止)したいので、宮古市補助金交付規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

1 変更(中止、廃止)の理由

2 変更計画の内容

備考 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

宮古市長 印

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業計画変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付け第 号で承認申請のあった宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業に係る補助事業の事業計画の変更（中止、廃止）について、これを適当と認めたので、宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

宮古市指令 第 号

住所
名称
代表者の
職・氏名

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付申請のあった宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業に対し、宮古市補助金交付規則第 5 条の規定により、 年度補助金 円を交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

宮古市長 印

様式第 7 号(第 1 3 条関係)

宮古市指令 第 号

住所
名称
代表者の
職・氏名

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定取消(変更)通知書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で交付決定の通知をした 年度
宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金について、宮古市補助金交付
規則第 条の規定により、次のとおり取消（変更）したので通知します。

年 月 日

宮古市長

印

1 取消しの場合

取消金額 円
(規則第 9 条関係及び第 1 7 条関係)

2 変更の場合

補助金交付決定額 円
(規則第 1 2 条)

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

宮古市長 あて

住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の通知があった 年
度宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金について、その事業が完了
したので、宮古市補助金交付規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて、次のと
おり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
前回までの受領済額	金	円
補助金精算額	金	円

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

備考 事業実績書（様式第 2 号）、収支精算書（様式第 3 号）及び再エネ電力により電気の供給を受けていることが証明できる契約書又は請求書等の写しを添付すること。

様式第 9 号（第 1 5 条関係）

宮古市指令 第 号

住所
名称
代表者の
職・氏名

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業については、宮古市補助金交付規則第 1 4 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

年 月 日

宮古市長 印

確定補助金額 金 円

様式第 10 号（第 16 条関係）

第 年 月 日 号

宮古市長 あて

住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付請求書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった
年度宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金について、その事業が完
了したので、宮古市補助金交付規則第 16 条の規定により、関係書類を添えて、次の
とおり補助金の交付を請求します。

請求金額 金 円

補助金交付決定額 円

第 年 月 日 号

宮古市長 あて

住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた 年度宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金について、宮古市補助金交付規則第 1 6 条の規定により、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

1	請求額	金	円
	補助金交付決定額	金	円
	前回までの受領済額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	差 引 き 残 額	金	円

2 前金払の理由